

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、中野区立幼稚園条例施行規則の一部改正手続について、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

2 指示する理由

子ども・子育て支援法が改正され、本年10月1日に幼児教育無償化が開始される。区議会第3回定例会において中野区立幼稚園条例の一部を改正する条例が議決された後、同条例の施行日までに速やかに中野区立幼稚園条例施行規則の一部改正手続が必要となるため。

3 改正の概要

区立幼稚園2園（かみさぎ幼稚園、ひがしなかの幼稚園）に通園する園児（3歳から5歳児）について、保育料を無料にする。

4 規則の改正内容

保育料に係る規定の削除等

5 規則の施行日

令和元年10月1日

6 今後の予定

令和元年9月中旬 教育長の臨時代理による事務処理

10月4日 教育委員会定例会 教育長の臨時代理による事務処理の報告

中野区立幼稚園条例施行規則（昭和42年中野区教育委員会規則第11号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条（略） （入園の申込み及び許可）</p>	<p>第1条・第2条（略） （入園の申込み及び許可）</p>
<p>第3条（略）</p>	<p>第3条（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 教育委員会は、前項の規定により入園の内定を行つた幼児のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の規定により同法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての<u>教育・保育給付認定</u>を受けた者について当該幼稚園への入園を許可し、入園通知書により第1項の規定による申込みを行つた保護者に通知する。</p>	<p>3 教育委員会は、前項の規定により入園の内定を行つた幼児のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の規定により同法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての<u>支給認定</u>を受けた者について当該幼稚園への入園を許可し、入園通知書により第1項の規定による申込みを行つた保護者に通知する。</p>
<p>第4条・第5条（略）</p>	<p>第4条・第5条（略） <u>（保育料の決定）</u></p>
	<p><u>第6条 条例第2条に規定する保育料は、条例別表に定めるところにより、当該世帯の階層区分を認定の上、決定する。</u></p>
	<p><u>2 条例別表に規定する所得割課税額（以下単に「所得割課税額」という。）は、その者の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）について地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7、第314条の8、第314条の9第1項並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定の適用があつた場合においては、これらの規定の適用がないものとして同法その他の市町村民税に関する法令の規定による市町村民税の額の計算の例により算出した額とする。</u></p>
	<p><u>3 所得割課税額を算出する場合には、その者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を中野区の区域内に住所を有する者とみなして、所得割課税額を算出するものとする。</u></p>
	<p><u>4 第1項の規定による階層区分の認定は、園児と同一世帯に属し、生計を一にしている者のうち、</u></p>

父母及びそれ以外の扶養義務者（主に生計を維持している者に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計により、月ごとに行うものとする。ただし、当該年度中において、世帯の構成及び課税等の状況に変更がないときは、5月分から8月分までの月分の認定にあつては4月分の認定を、10月分から3月分までの月分にあつては9月分の認定を当該各月の認定とみなす。

5 前各項の規定にかかわらず、教育委員会が別に指定する期日までに前項の課税額の賦課決定がないとき又は保育料の決定に必要な書類の提出がないときは、条例別表に定めるC3階層に属するものとして認定する。

6 前項の規定による認定後に第4項の課税額の賦課決定があつたとき又は保育料の決定に必要な書類の提出があつたときは、当該課税額又は当該書類に基づき再度認定を行い、前項の規定による認定をした月分の保育料から適用する。

7 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定により児童扶養手当の支給の認定を受けている条例第2条第1項に規定する者（以下「保護者等」をいう。）のうち、婚姻によらずに母又は父となつた保護者等で現に婚姻していないもの（婚姻したことがある保護者等を除く。）に係る世帯については、これらの保護者等について地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第8号若しくは第3項に規定する額の控除の適用又は同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の適用があつたものとみなして算出した所得割課税額に基づき当該世帯の階層区分を認定するものとする。

8 第3項及び前項の規定による所得割課税額の算出に係る手続その他必要な事項は、別に定めるところによる。

9 保護者等で、市町村民税の賦課期日に地方税法の施行地に住所を有しないため、市町村民税が課税されていない者が属する世帯についての保育料の階層区分の認定は、当該保護者等から申告があつた当該保護者等の収入の額を基礎として同法その他の市町村民税に関する法令の適用によ

り市町村民税が課される所得の額とみなして、条例別表を適用して行うものとする。この場合において、当該収入の額が外国通貨で表示されているときは、別に定める方法により、当該収入の額を本邦の通貨に換算し、当該所得の額を算出する。

10 教育委員会は、前各項の規定により保育料を決定したときは、保育料決定通知書により保護者等に通知するものとする。

(保育料の変更)

第7条 教育委員会は、条例第2条に規定する保育料に変更があつたとき又は条例別表に定める階層区分に変更があつたときは、前条第1項の規定により決定した保育料を変更することができる。

2 前条第10項の規定は、前項の規定により保育料を変更したときの保護者等に対する通知について準用する。

(保育料の徴収時期等)

第8条 保育料は、利用開始の日が月の初日であるときは当該月分から徴収し、月の中途であるときは当該月の翌月分から徴収する。

2 前条の規定により保育料を変更した日が月の初日であるときは変更後の保育料は当該月分から徴収し、月の中途であるときは当該月の翌月分から徴収する。

(保育料の更正)

第9条 教育委員会は、保育料の決定に誤りがあるときは、直ちに更正する。

2 前項の規定による更正は、誤りがある月分の保育料から適用する。

3 前項の規定にかかわらず、更正後の保育料の額が更正前の保育料の額を超えるときは、当該更正の決定をした日の属する月の翌月分の保育料から適用する。ただし、保護者等の責めに帰すべき事由により誤つて決定したものについては、この限りでない。

(条例第2条第2項の教育委員会が別に定める施設及び事業)

第10条 条例第2条第2項の教育委員会が別に定める施設及び事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (4) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (5) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (6) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校（幼稚部の利用に限る。）
- (8) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設（保護者の下から通わせている児童の利用に限る。）
- (9) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援
- (10) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援
- (11) 前各号に掲げるもののほか、保育を必要とする児童を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設又は事業で教育委員会が必要と認めるもの
（保育料の還付）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第3条ただし書の規定により、既納の保育料の全部又は一部を還付するものとする。

- (1) 災害その他緊急事態の発生により長期間休業することになったとき。
- (2) 第7条第1項の規定により保育料の変更があつたとき又は第9条第1項の規定により保育料の更正があつたとき。
- (3) 前号以外の理由により教育委員会が既納の保

育料を還付することが適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、保護者等から保育料に充当する旨の申出があつたときは、この限りでない。

(保育料の減額又は免除)

第12条 教育委員会は、条例別表に定めるC階層に属する世帯の保護者等が次の各号に掲げる事由に該当することにより保育料を負担することができないと認めるときは、当該保護者等の申請により、当該各号に定めるところにより当該保育料を減額し、又は免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯となつた場合 免除

(2) 災害その他の理由により生活が困難となつた場合 5割減額

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める場合 減額又は免除

2 前項の申請は、教育委員会に対し保育料減額・免除申請書によりその理由を付して行わなければならない。

(休業日)

第13条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(退園)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、園児を退園させることができる。

(1)～(5) (略)

(園則)

第15条 園長は、この規則の規定に従い、園則を定めることができる。

(様式の定め)

第16条 この規則の施行に当たり必要な様式は、別に定める。

(休業日)

第6条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(退園)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、園児を退園させることができる。

(1)～(5) (略)

(園則)

第8条 園長は、この規則の規定に従い、園則を定めることができる。

(様式の定め)

第9条 この規則の施行に当たり必要な様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 (略)

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 (略)

中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

中野区立幼稚園条例施行規則（昭和42年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第6条から第12条までを削り、第13条を第6条とし、第14条から第17条までを7条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。